

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する
条例（案）

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 指定福祉型障害児入所施設
 - 第1節 人員に関する基準（第4条）
 - 第2節 設備に関する基準（第5条）
 - 第3節 運営に関する基準（第6条—第50条）
- 第3章 指定医療型障害児入所施設
 - 第1節 人員に関する基準（第51条）
 - 第2節 設備に関する基準（第52条）
 - 第3節 運営に関する基準（第53条—第56条）
- 第4章 雑則（第57条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）
第59条の4第1項の規定により適用される法第24条の12第1項及び第2項の
規定に基づき、世田谷区（以下「区」という。）における指定障害児入所施設の人
員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定
めるところによる。

- (1) 指定障害児入所施設 法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設を
いう。
- (2) 指定入所支援 法第24条の2第1項に規定する指定入所支援をいう。
- (3) 指定福祉型障害児入所施設 指定障害児入所施設のうち、法第42条第1号に
規定する福祉型障害児入所施設であるものをいう。

- (4) 指定医療型障害児入所施設 指定障害児入所施設のうち、法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設であるものをいう。
 - (5) 指定入所支援費用基準額 法第24条の2第2項第1号（法第24条の24第2項の規定により同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。
 - (6) 入所利用者負担額 法第24条の2第2項第2号（法第24条の24第2項の規定により同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び障害児入所医療（法第24条の20第1項に規定する障害児入所医療をいう。以下同じ。）につき法第24条の20第2項第1号及び第2号に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。
 - (7) 入所給付決定 法第24条の3第4項に規定する入所給付決定をいう。
 - (8) 入所給付決定保護者 法第24条の3第6項に規定する入所給付決定保護者をいう。
 - (9) 給付決定期間 法第24条の3第6項に規定する給付決定期間をいう。
 - (10) 入所受給者証 法第24条の3第6項に規定する入所受給者証をいう。
 - (11) 法定代理受領 法第24条の3第8項（法第24条の7第2項において準用する場合及び法第24条の24第2項の規定により同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり区又は都道府県（指定都市及び中核市並びに児童相談所設置市（法第59条の4第1項に規定する児童相談所設置市をいう。）を含む。次条第4項を除き、以下同じ。）が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第24条の20第3項（法第24条の24第2項の規定により同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり区又は都道府県が支払う指定入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設が受けることをいう。
- 2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(指定障害児入所施設の一般原則)

第3条 法第24条の9第3項において準用する法第21条の5の15第3項第1号に規定する指定障害児入所施設の申請者として条例で定める者は、法人とする。

2 指定障害児入所施設は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）を作成し、当該入所支援計画に基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、当該指定入所支援の効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

3 指定障害児入所施設は、当該指定障害児入所施設を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児の立場に立って指定入所支援を提供するよう努めなければならない。

4 指定障害児入所施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、区、都道府県、他の区市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

5 指定障害児入所施設は、当該指定障害児入所施設を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第2章 指定福祉型障害児入所施設

第1節 人員に関する基準

（従業者の配置の基準）

第4条 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる従業者を、規則で定める基準により置かなければならない。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第5号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第6号の調理員を置かないことができる。

(1) 嘱託医

(2) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）

(3) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令

第63号) 第21条第6項に規定する児童指導員をいう。第51条第1項第2号において同じ。)

(4) 保育士

(5) 栄養士

(6) 調理員

(7) 児童発達支援管理責任者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。)

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童(以下「自閉症児」という。)を入所させるものである場合にあっては医師を、心理指導を行う必要があると認められる障害児5人以上に心理指導を行う場合にあっては心理指導担当職員を、職業指導を行う場合にあっては職業指導員を、それぞれ規則で定める基準により置かなければならない。

第2節 設備に関する基準

第5条 指定福祉型障害児入所施設は、居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けなければならない。ただし、30人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設は、主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、主として盲児(強度の弱視児を含む。次項第2号及び第4項において同じ。)又は主としてろうあ児(強度の難聴児を含む。次項第3号において同じ。)を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。

2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。

(1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 入所している障害児の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備(以下この項において「職業指導に必要な設備」という。)

(2) 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備

(3) 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、

職業指導に必要な設備及び映像に関する設備

- (4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 訓練室、屋外訓練場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備
- 3 第1項の居室は、規則で定める基準を満たさなければならない。
- 4 主として盲児又は主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。
- 5 第1項及び第2項各号に規定する設備は、専らその指定福祉型障害児入所施設の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、当該設備（居室を除く。）については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

第3節 運営に関する基準

(管理者による管理等)

- 第6条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設を管理する者（以下この節において「管理者」という。）を置かなければならない。
- 2 管理者は、専らその指定福祉型障害児入所施設の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、当該指定福祉型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該指定福祉型障害児入所施設の他の職務に従事し、又は当該指定福祉型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。
 - 3 管理者は、その指定福祉型障害児入所施設の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。
 - 4 管理者は、その指定福祉型障害児入所施設の児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
 - 5 管理者は、その指定福祉型障害児入所施設の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

(児童発達支援管理責任者の責務)

第7条 児童発達支援管理責任者は、次項から第8項までに規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 第26条の規定による検討及び必要な援助並びに第27条の相談及び援助を行うこと。
- (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

- 2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活、課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、当該障害児の発達を支援する上での適切な支援内容を検討しなければならない。
- 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に面接を行わなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討の結果に基づき、入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向並びに当該障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的な内容、提供上の留意事項その他必要な事項を記載した入所支援計画の原案を作成しなければならない。
- 5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるとともに、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書により当該入所給付決定保護者及び必要に応じ障害児の同意を得なければならない。
- 6 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成した際には、当該入所支援計画を入所給付決定保護者に交付しなければならない。
- 7 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、当該入所支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、入所支援計画の見直しを行い、必要に応じその変更を行わなければならない。
- 8 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、定期的に当該入所給付決定保護者及び障害児に面接し、かつ、モニタリングを行い、その結果を記録しなければならない。

9 第2項から第6項までの規定は、第7項に規定する入所支援計画の変更について準用する。

(運営規程)

第8条 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第10条及び第38条において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 主として入所させる障害児の障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第9条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し、適切な指定入所支援を提供することができるよう、従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者によって指定入所支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第10条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者が指定入所支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った入所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者の

サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定入所支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定により書面の交付等を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（提供拒否の禁止）

第11条 指定福祉型障害児入所施設は、正当な理由なく、指定入所支援の提供を拒んではならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第12条 指定福祉型障害児入所施設は、法第24条の19第2項の規定により指定入所支援の利用について区が行うあっせん、調整及び要請に対し、可能な限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第13条 指定福祉型障害児入所施設は、利用申込者に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に係る障害児に対し自ら必要な指定入所支援を提供することが困難であると認める場合は、病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。）又は診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。第33条において同じ。）の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認）

第14条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の開始に際し、入所給付決定保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間等を確認しなければならない。

（障害児入所給付費の支給の申請に係る援助）

第15条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児入所給付費の支給の申請をしていないことにより入所給付決定を受けていない者から入所の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮

し、給付決定期間の終了に伴う障害児入所給付費の支給の申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第16条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(居住地の変更が見込まれる者への対応)

第17条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合は、速やかにその旨を区に連絡しなければならない。

(入退所の記録の記載等)

第18条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の入所又は退所に際しては、当該指定福祉型障害児入所施設の名称、入所又は退所の日その他の必要な事項（次項において「入所受給者証記載事項」という。）を、入所給付決定保護者の入所受給者証に記載しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、入所受給者証記載事項を遅滞なく区に報告しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、入所している障害児の数の変動が見込まれる場合は、速やかに区に報告しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第19条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、当該指定入所支援の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定による記録に際し、入所給付決定保護者から指定入所支援の提供を受けたことについて確認を受けなければならない。

(入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第20条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができる。ただし、当該金銭の用途が入所給付決定に係る障害児の便益を直接向上させるものであり、かつ、支払を求めることが適当である場合に限るものとする。

2 前項の規定により入所給付決定保護者に金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、

当該入所給付決定保護者に対し説明を行い、当該入所給付決定保護者の同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。

(入所利用者負担額の受領)

第21条 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領を行う指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から、当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前2項に定める場合において入所給付決定保護者から支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を入所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定福祉型障害児入所施設は、前3項に規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を、当該額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定福祉型障害児入所施設は、第3項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該入所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(入所利用者負担額に係る管理)

第22条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定福祉型障害児入所施設が提供する指定入所支援及び他の指定障害児入所施設等（法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下この条において同じ。）が提供する指定入所支援を受けたときは、これらの指定入所支援に係る入所利用者負担額の合計額（以下この条において「入所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定福祉型障害児入所施設は、これらの指定入所支援の状況を確認の上、入所利用者負担額合計額を区に報告するとともに、その入所給付決定保護者及び他の指定入所支援を提供した指定障害児入所施設等に通知しなければならない。

(障害児入所給付費等の額に係る通知等)

第23条 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費の額を通知しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、第21条第2項の法定代理受領を行わない指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額の支払を受けた場合は、当該指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に交付しなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第24条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設を設置する者が障害児に係る厚生労働大臣が定める給付金の支給を受けた場合は、当該給付金として支払を受けた金銭を規則に定めるところにより管理しなければならない。

(指定入所支援の取扱方針)

第25条 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、当該障害児の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、その提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(検討等)

第26条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況等に照らし、法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援、障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行わなければならない。

(相談及び援助)

第27条 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の心身の状況、その置かれてい

る環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

第28条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、障害児の心身の状況に応じ、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。この場合において、障害児の適性に応じ、当該障害児が可能な限り健全な社会生活を営むことができるよう、指導、訓練等を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、前3項に規定するもののほか、障害児が日常生活における必要な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めることができるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。

(食事)

第29条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児への食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量^しを含有するものでなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第30条 指定福祉型障害児入所施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ、障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活を営む上で必要となる行政機関に対する手続等について、当該障害児又はその家族が行うことが困難である場合は、入所給付決定保護者の同意を得て当該障害児又はその家族に代わってこれを行わな

なければならない。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の家族との連携を図るとともに、障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

第31条 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、障害児に対する入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条、第13条及び第17条の規定に準じて行わなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設の従業者の健康診断に当たっては、障害児の食事を調理する者について、特に注意を払わなければならない。

(緊急時等の対応)

第32条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、現に指定入所支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(障害児の入院期間中の取扱い)

第33条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、当該障害児及び当該障害児に係る入所給付決定保護者の希望等を勘案し、必要に応じ適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、当該障害児が退院後再び当該指定福祉型障害児入所施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(入所給付決定保護者に関する通知)

第34条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を受けている障害児に係る入所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児入所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しなければならない。

(定員の遵守)

第35条 指定福祉型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員（第5条第3項に規定する規則で定める基準として定められる居室の定員をいう。）を超えて入所さ

せてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第36条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ、又は清しきししなければならない。

(協力医療機関等)

第37条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、協力医療機関（当該指定福祉型障害児入所施設との間で、障害児が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。次条において同じ。）を定めなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定福祉型障害児入所施設との間で、障害児が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。次条において同じ。）を定めるよう努めなければならない。

(掲示)

第38条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第39条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項及び第50条第2項において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(虐待等の禁止)

第40条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第41条 管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関し当該障害児の福祉のために必要な措置を講じるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める行為をする等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第42条 管理者及び指定福祉型障害児入所施設の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、管理者及び従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、指定障害児通所支援事業者、障害者総合支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対し、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該障害児又はその家族の同意を得なければならない。

(情報の提供等)

第43条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所しようとする障害児が、適切かつ円滑に入所できるように、その実施する事業の内容について情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(利益供与等の禁止)

第44条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害

者総合支援法第5条第18項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第45条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの指定入所支援に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、提供した指定入所支援に関し、法第24条の15第1項の規定による区長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定福祉型障害児入所施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して区長が行う調査に協力し、区長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、区長からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

- 4 指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法第85条の規定による運営適正化委員会が行う調査又はあっせんに可能な限り協力しなければならない。

（地域との連携等）

第46条 指定福祉型障害児入所施設は、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第47条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに区、障害児の家族等に連絡を行うとともに、当該

事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(非常災害対策)

第48条 指定福祉型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

(会計の区分)

第49条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第50条 指定福祉型障害児入所施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 入所支援計画

(2) 第19条第1項に規定する提供した指定入所支援に係る記録

(3) 第34条の規定による区への通知に係る記録

(4) 身体的拘束等の記録

(5) 第45条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 第47条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録

第3章 指定医療型障害児入所施設

第1節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第51条 指定医療型障害児入所施設は、次に掲げる従業者を、規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 病院として必要とされる従業者
- (2) 児童指導員
- (3) 保育士
- (4) 心理指導を担当する職員（主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。次号において同じ。）を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。）
- (5) 理学療法士又は作業療法士（主として肢体不自由のある児童又は主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。）
- (6) 児童発達支援管理責任者

2 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設は、前項各号に掲げる従業者のほか、職業指導を行う場合にあっては、職業指導員を置かなければならない。

3 指定医療型障害児入所施設が、療養介護（障害者総合支援法第5条第6項に規定する療養介護をいう。以下この項及び次条第5項において同じ。）に係る指定障害福祉サービス事業者（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。次条第5項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供する場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。次条第5項において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第50条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たすものとみなす。

第2節 設備に関する基準

第52条 指定医療型障害児入所施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 病院として必要とされる設備
- (2) 訓練室
- (3) 浴室

2 次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設は、前項各号に掲げる設備のほか、当該指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。ただし、第2号の義肢装具を製作する設備にあっては、他に適当な設

備がある場合は、この限りでない。

- (1) 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 静養室
 - (2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業の指導に必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備
- 3 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。
- 4 第1項各号及び第2項各号に掲げる設備は、専らその指定医療型障害児入所施設が提供する指定入所支援の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第2号及び第3号並びに第2項各号に掲げる設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。
- 5 指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供する場合は、指定障害福祉サービス等基準第52条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなす。

第3節 運営に関する基準

(入所利用者負担額の受領)

- 第53条 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行う指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から、次に掲げる額の支払を受けるものとする。
- (1) 当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額
 - (2) 当該障害児入所支援のうち障害児入所医療に係るものにつき法第24条の20第2項第1号及び第2号に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額
- 3 指定医療型障害児入所施設は、前2項に定める場合において入所給付決定保護者から支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を入所給付決定保護者から受けることができる。
- 4 指定医療型障害児入所施設は、前3項に規定する額の支払を受けた場合は、当該

額に係る領収証を、当該額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

- 5 指定医療型障害児入所施設は、第3項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該入所給付決定保護者の同意を得なければならない。
(障害児入所給付費の額に係る通知等)

第54条 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費又は障害児入所医療費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費又は障害児入所医療費の額を通知しなければならない。

- 2 指定医療型障害児入所施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない指定入所支援に係る額の支払を受けた場合は、当該指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に交付しなければならない。

(協力歯科医療機関)

第55条 指定医療型障害児入所施設（主として自閉症児を受け入れるものを除く。）は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定医療型障害児入所施設との間で、障害児が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めるよう努めなければならない。

(準用)

第56条 第6条から第20条まで、第22条、第24条から第36条まで、第38条から第42条まで、第43条第1項、第44条から第48条まで及び第50条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第53条第1項」と、第32条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第34条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第35条中「定員（第5条第3項に規定する規則で定める基準として定められる居室の定員をいう。）」とあるのは「定員」と、第38条中「協力医療機関及び協力歯科医療機関」とあるのは「第55条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(委任)

第57条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。